



# のりお通信

## 復興へ スピードアップを！

このたびの大震災で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

大震災から4カ月。未だ多くの被災者が不自由な生活を強いられているなか、復興への道筋がなかなか見えてきません。一番の原因は政府の対応が遅いことです。

平成7年の阪神淡路大震災では発生から1カ月余りで復興基本法が成立しましたが、東日本大震災では3カ月以上過ぎた6月20日の成立に象徴されるように、政府の「定まらない方針」、かつ「遅すぎる対応」により、現場の自治体は振り回されてきました。

この復興基本法の成立を契機として、国も、地方も、被災者の生活再建、被災地の復興に向けて、施策のスピードアップを図っていく必要があります。

仙台市においても、早急な対応が求められている課題が数多くありますが、特に、り災証明書の早期交付、被災宅地への支援は待ったなしです。

り災証明書の交付手続きが滞り、結果的に義援金や生活再建支援金の支給が遅れ、被災者の生活再建の妨げになるようなことがあってはなりません。

また、今回の大震災によって丘陵地等で宅地の被害が多数発生しました。梅雨や台風などで被害が拡大するおそれがあります。二次災害防止と被災者支援に向け、早急な対策を講ずる必要があります。



4月臨時会で質疑

### ◇ 齋藤のりお プロフィール ◇

昭和29年8月生まれ  
古川高校・北海道大学経済学部卒業  
その後宮城県職員となる  
平成15年 仙台市議会議員初当選（現在2期目）  
議会：経済環境委員会委員長・改革フォーラム幹事長  
自民党泉区支部長

この他にも、ガレキの処理、応急仮設住宅の整備、教育施設や市民利用施設の復旧、雇用対策など、数多くの課題が山積しています。これら乗り越え、仙台の復興、そして東北の復興を果たしていかなければなりません。

私も、中堅議員として、また、行政経験を生かして、復興へ全力で取り組んでまいります。皆様のご指導ご鞭撻をお願いします。

仙台市議会議員 齋藤 範夫

## 気になる数値

福島第一原発から遠く離れた地域でも、局地的に放射線量の高い地域（ホットスポット）のあることが報道されており、私たちの周辺はどうか気になるところです。



先日、**簡易型放射線測定器**（右上写真）を入手し、身近な場所で大気中の放射線量を調べてみました。測定器が示した数値は、毎時0.08～0.20マイクロシーベルトで、一般的に、「健康に影響を及ぼさない」といわれている水準です。

しかし、上記の数値は、あくまでも素人の私が測定したもので、参考にすぎません。今求められていることは、国や自治体による測定、測定地点や頻度の拡大、住民への情報提供、場合によっては汚染の除去など、放射能汚染に対する住民の不安にきめ細かく対応することです。

ブログで情報発信中！齋藤のりおホームページ

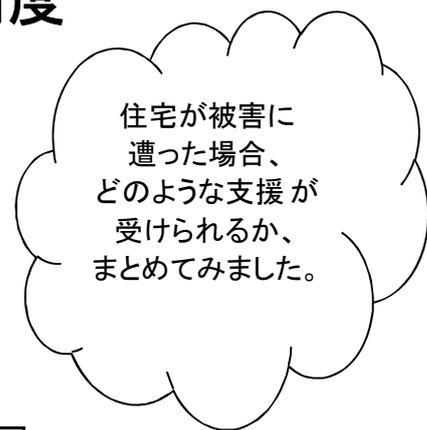
URL <http://www.saito-norio.net>

# 住宅被害に対する各種支援制度

## ■ 災害義援金

被災区分	国からの義援金		県からの義援金		合計金額
	1次配分	2次配分	1次配分	2次配分	
全壊	35万円	50万円	10万円	5万円	100万円
大規模半壊	18万円	47万円	7万円	3万円	75万円
半壊	18万円	27万円	2万円	3万円	50万円

※ 2次配分については、予定額です。  
お問い合わせ 仙台市健康福祉局 社会課 ☎ 214-8158



## ■ 被災者生活再建支援金

被災区分	基礎支援金	加算支援金		合計金額
		建設・購入	補修賃借	
全壊	100万円	200万円	100万円	300万円
		50万円	150万円	200万円
大規模半壊	50万円	200万円	100万円	250万円
		100万円	150万円	150万円
		50万円	100万円	100万円

(注1) 世帯人数が1人の場合は、金額が3/4になります。  
(注2) 半壊以下でも、敷地に被害が生じるなどして、やむを得ず住宅を解体した場合、全壊と同じ取扱いになります。  
お問い合わせ 仙台市健康福祉局 社会課 ☎ 214-8158

## ■ 被災住宅の解体・撤去

被災区分	対象
全壊 大規模半壊	個人が所有する家屋等 又は中小企業が所有する 事業所等
半壊	個人が自ら居住する住宅や マンション

お問い合わせ 損壊家屋等の解体・撤去  
専用ダイヤル ☎ 263-8590

## ■ 被災住宅の応急修理

被災区分	所得要件	限度額
全壊 大規模半壊	無	52万円
半壊	有	52万円

お問い合わせ 応急仮設住宅等コールセンター  
☎ 0120-055-150

## ■ 被災住宅復興融資

区分	被災区分	基本融資限度額	特例加算制度	返却期間
建設	全壊 ※	1,460万円	有	35年以内
購入	全壊 ※	1,460万円	有	35年以内
補修	一部損壊以上	640万円	有	20年以内

※ 大規模半壊・半壊でも、対象となる場合もあります。  
お問い合わせ 住宅金融支援機構  
お客様コールセンター(被災者専用ダイヤル) ☎ 0120-086-353

## ■ 固定資産税(家屋)の減免

被災区分	損害割合	減免割合
全壊	50%以上	100%
大規模半壊	40%以上 50%未満	60%
半壊	20%以上 40%未満	40%

※ り災証明書の申請をした方については、減免申請は不要です。  
お問い合わせ 泉区役所 固定資産税課 ☎ 372-3111



※ 上記の被災区分については、仙台市が発行するり災証明書(被害の程度の欄)の区分となります。  
※ これらは支援制度の一部です。詳しくは、市政だより、仙台市のホームページ等で、ご確認ください。

## ◇ 斎藤のりお事務所 ◇

〒981-3133 仙台市泉区泉中央3-27-10  
TEL&FAX 022-375-2101

ホームページ: <http://www.saito-norio.net>  
E-Mail: [info@saito-norio.net](mailto:info@saito-norio.net)